

(新)海中ごみ等の陸上における処理システムの検討

18百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

近年、外国由来のものを含む漂着ごみ・海中ごみ等による生態系を含めた環境・景観の悪化、漁業への被害などが深刻化している。

このような状況の中で、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図るため、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(以下「海岸漂着物処理推進法」)が平成21年7月に制定し、漂着ごみについては、法律の趣旨に則り各種施策が講じられてきているところである。

一方、海中ごみ等については、海岸漂着物処理推進法が検討される中で、NPO等の民間団体から対策について要望が出される等、海中ごみ等の回収及びその適正な処理に関して検討することが急務となっている。

これらのことから、海中ごみ等についてNPO等の民間団体が清掃・回収した後の合理的な陸上における処理システムの確立を図るため、総合的な検討を行うものである。

2. 事業計画

平成22年度

全国的な海中ごみ等の清掃・回収実態等を調査するとともに、海中ごみ等の処理に積極的に取り組んでいる地域を対象に詳細調査を実施し、海中ごみ等の陸上における処理に当たっての課題等を整理する。

平成23年度

有識者等から構成される検討委員会において、海中ごみ等の陸上における適切な処理システム(運搬・処理主体、処理方法、費用負担等)を構築するための指針の検討を行う。

3. 施策の効果

市町村、NPO等の民間団体向けの海中ごみ等の処理に当たっての指針を作成し、提示することにより、海中ごみ等の陸上における適切な処理システムが確立される。

海中ごみ等の陸上における処理システムの検討

海中ごみ等による環境・景観の悪化、漁業への被害等が深刻化

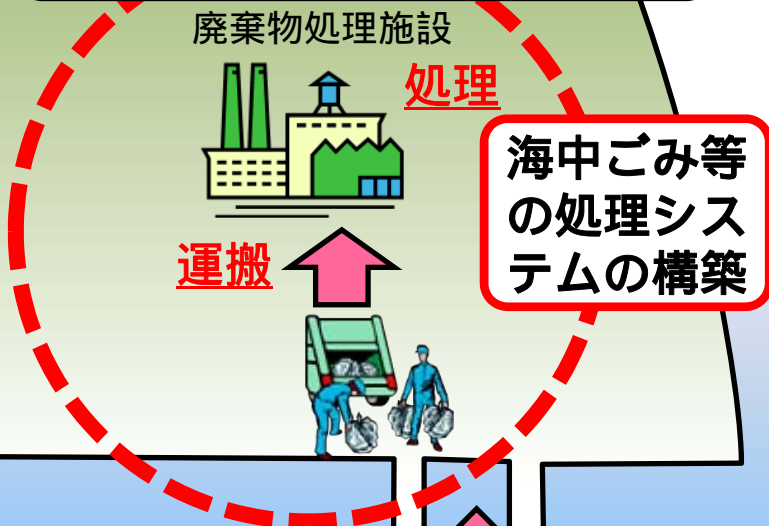


回収された海中ごみ

海中ごみ等の処理は地域で対応が様々
処理システムの構築が必要

NPO等が海中ごみ等を清掃・回収した後の陸上における合理的な処理システム(運搬・処理主体、処理方法、費用負担等)を検討

他地域・海外



ボランティア



海中ごみ



漁業活動